

生涯スポーツ論と学校体育の関係について

松岡重信
(広島大学)

はじめに

最近とみに生涯体育とか生涯スポーツの構想・その社会的運動論に関する議論が非常に盛んである¹⁾。この構想と社会的運動論の議論が盛んであるということは、それなりの問題や争点が明確であろうと推測するが、現実にはそれほど明確な争点や論点が、一般に意識されているわけではない。むしろ概ね賛成の立場で諸々の主張が噴出しているに過ぎない^{2)・3)}。

本論では、この生涯スポーツ構想と学校の体育とりわけ教科体育との関係を吟味することによって、論理の逆転現象を指摘し、この構想の具体案としての試論を仮説的に提出した上で、改めて教科体育の問題点の本質を掘り下げる視点を提案したいと考える。

〔1〕教科体育の問題点

前回の学習指導要領改訂また保体審答申(1989)より「・・・計画的に運動をする習慣を・・・」というような生涯スポーツ論の影響をうけていると考えられる教科目標が設定された。そのための具体策として、習熟度別学習や選択制授業・選択教科が検討され、自主選択や能力の個性化を推進するとの名目において、これらを導入してきた経過がある。しかし、

- ① 習熟度別学習は、過去の能力別学習と本質的にどう異なるかも不明で、学校のすべての子ども達を対象とした授業とは相入れない性格を建前としてもつ。
- ② 選択制授業といえども、選択の自由度は極めて限定されたものにならざるを得ない。生徒の選択というより、学校サイドの選択になりがちである。
- ③ その際ですら、生徒が選択した種目(単元)ということで、授業運営がクラブ活動的になって、教師の価値観や工夫を反映しにくくなる。
- ④ 「個性化」という鍵概念にかかわる評価システムが不明確で、授業システムとしての整合性が保持できなくなりつつある。

(このような指摘と関連する問題点は、1989年の日本体育学会シンポジウムでも一部浮き彫りにされている⁴⁾)

これらの問題点は、一般論として指摘される余暇時間の増加傾向・国際化社会の到来・高齢化社会や情報化社会の進行等々何をとあげても、国民が生涯を通してスポーツ・運動という身体活動を積極的に活用することの価値を是認した上での議論として存在している。国民個人がいかなる形式であろうとスポーツや運動に励むことは『善』であるとの前提の上に、中学校や高等学校の中等教育や高等教育のシステムでも、生涯スポーツのための準備教育ともいえる体制を構築しつつある。そこには、先ず選択制授業ありきの論理形成がある。

しかし、この論理が現実には先に述べたような問題点を提起しているのである。これらの問題点は、必ずしも過渡期にありがちな一過性の混乱とは受け止め難い性格をもっているように思われる。何故なら、義務教育あるいは準義務教育とも考えられる中・高等学校での教科体育は、従来教科担任制を原則とする歴史を構築してきており、良し悪しは別にしてもそれを固定化してきた。従って、授業計画・立案も実施・反省も教師個人の中で処理しうる業務内容であった。ところが選択制授業等は、明らかにここに教師間の連絡や打ち合せ等の本来の仕事に付随する業務を派生させる。これらは、極端に表現すれば、『システムのズレ』あるいは『竹に木をつぐ』の例えにも似て、教師達の仕事上の自由度を制約することになりうる。

既に選択制授業を導入して、学校が設定した選択幅であっても、子ども達の満足度は相対的に高いから問題なしとする見解も一部にはあるが、一切選択制授業を無視し、伝統的な授業形態を維持する学校も少なからず存在する。

そもそも、選択制授業という事が、どのように生涯スポーツの構想と接点をもつのかということにも課題があるように思われてならない。つまり、何故選択制授業なのかという根幹のコンセンサスが成立していないと断言しても過言ではない状況が認められるのである。これが、一つの論理の逆転現象である。

《2》生涯体育と生涯スポーツのイメージの差異

生涯スポーツや生涯体育の概念の成立過程は、図1にもまとめているが、もともとはユネスコやP.ラングランらが提唱した『生涯教育論』の延長線上にあることはほぼ共通に認識されている。そして、単に『生涯教育』の『教育』に『体育・スポーツ』を代入しただけの概念として出発した経過もある⁹⁾。そして響きのよい概念として受け入れられてきた側面も否定できない。何故なら、制度としての学校教育の教科名に、生涯の冠語をつけて不自然でないのは体育だけであり、またスポーツだからであって、『生涯数学』とか『生涯理科』という表現は、実質はともあれ、一般的には不自然といえる。また、珠算や書道・華道・茶道といった芸事・習い事の世界は、いまさら『生涯』という概念をくっつける方が不自然なほど、生涯の稽古を当り前にしているという意味での文化の成熟さが認められる。

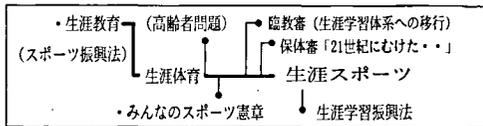


図1 生涯スポーツ論の系譜

ともあれ、生涯体育という概念が先ず成立して⁹⁾、ほぼ同時かやや後にか生涯スポーツの概念が成立している。そして、今日ではほとんど区別なく使用されている。ここにも一つの問題がある。つまり、生涯体育や生涯スポーツの構想の基に達成しようとしている目標の具体像を曖昧にする原因があるのである。

表1は、生涯体育と生涯スポーツの名のもとで想定されるイメージの対比を示す。体育概念は、その戦後の成立からもPhysical-Educationの訳語として定着してきた経過があり、スポーツはあくまで世界中に各種ある遊び・運動・スポーツ種目の総称なのである。

表1 具体的イメージの差異

	生涯体育	生涯スポーツ
費用	有料(安価)	有料(相対的に高価)
施設・用具	セット	セット or 自前
学習プログラム	セット	自前 or セット
自己責任	主催者(低額保険)	自分(任意保険)
評価システム	なし or 不安定	自己評価中心
期間	短期(1 Week - 10 Days)	自在
付加価値	人間関係	人間関係+高付加価値
想定	府県・地域教育委員会 or 大学 etc.の地域サービス	民間スポーツ産業や地域職場のクラブ・チーム

・以上の項目だけでも、我々の具体的イメージは異なっている。
 *施設等に付随する関連諸機能(eg.喫茶・食堂・ラウンジ etc.)

そして、学校体育-社会体育の対比で考えられてきた歴史的事実および生涯スポーツ構想に関わる幾つかの案を検討すると、筆者のイメージは表1のごとく似ても似つかぬものになる。とりわけ、自己負担費用や事故責任への対処の仕方等に顕著に差異が見られる。体育かスポーツかの違いは、実質的イメージの差異につながるのである。

極論すれば、臨教審答申等の影響もあって、ほぼ市民権を獲得したかにみえる生涯体育や生涯スポーツも実はその単なる表現上の問題の裏に『生涯教育』から『生涯学習体系への移行』という発想の転換(臨教審答申)が行政的にも意図されていることと無関係でない。それを支援すべく議論される『自己教育力』等の諸概念が無前提に成立しうるかどうかの議論もあるが、生涯教育体制の確立は、莫大な資金の投入とそれに伴う責任問題を伴っている。一方それを生涯学習体系へ移行するという発想は、安価にして行政責任不在か軽微な、いわば受益者負担を大原則にしたシステムの構築が意図されていると考えてよいのである。「生涯として運動・スポーツをすることが、国民個人にとって重要課題である」と力説し、「それは自分の力と自分の責任でやることですよ」とする論理は、これも逆転した論理の一つといえるかもしれない。

《3》生涯スポーツ論の背景理論

先に生涯体育か生涯スポーツかを問題にした。臨教審や行政は、意図的にか生涯スポーツの概念を用いる傾向にある。例えば、文部省体育局には『生涯スポーツ課』が設けられ、それは『生涯体育課』ではない。《2》で論じた内容を裏付けているといえるかもしれない。ところが、生涯体育や生涯スポーツに関する主張は、行政のみでなく多くの研究者からも、スポーツの文化的価値・健康的価値・人間関係の価値に準じて主張がなされてきた。昭和40年代には既に一つのテーマとなりえていたのである^{7)・8)}。しかし、現実性をもって議論の対象となってきたのは、行政の姿勢や方向性が少し具体化し始めてきてからであって、1980年代後半のことといえよう。議論を呼ぶ最たる契機は、順次発表された臨教審答申といえる。そこから生涯スポーツの構想を読み取ると、以下に要約するような特徴をもっている。

3-1) 臨教審や地域行政の基本的立場

- ① 民間活力の導入、教育・研究・文化・スポーツ関連諸施設のインテリジェント化。
 - ② 生涯スポーツと競技スポーツの2本立て構想。(但し、スポーツだけが生涯学習の対象ではない)
- 以上2点の特徴は、①では、民間スポーツ産業を中

心に民間活力の導入を図り、そこに次のような行政的措置を設ける。即ち資金低利貸付・税制優遇措置を講じる。また学校は、地域の共同施設との認識をもち、その有効利用を期する。さらに一定規模以上の施設にはスポーツ指導の有資格者を置く。そのための資格認定制度を設ける（既にほぼ制度としての体裁は整っている）。しかし、文部省・厚生省・労働省が各々に指導員の資格認定制度を発足させたために、やや混乱が生じ始めているともいえる。

②では、従来の学校体育と社会体育の分離を防止して、競技スポーツと生涯スポーツに統合、楽しみや健康のためのスポーツと競技力の強化を図るシステムとを併合させている（第3次答申）。こうした構想そのものを安直に評価する事は出来ないが、留意せねばならない問題は幾つか指摘できる。その一つは、民間活力の導入といい、そのための行政措置といっても、民間は民間の行動原則があるのであって、明らかに採算に合わない判断されるような、例えばわが国でいうマイナーなスポーツ種目に商品化の価値は認めないであろうという点である。予想するに、スポーツは確かに10年前と比較しても多様化してきているが、仮にこれから10年程度先を見込んで、商品として開発されるべきは既に開発されており、スキーやゴルフ・水泳・テニス等は商品化され尽くしている。逆にその開発が環境破壊や公害の問題を投げかけている事実がある。スポーツといえるもののうち、既に行政が補助するとかしないとかに関わらず、商品化価値の高いものは、限界に近い状況にあるのである。スポーツをするという状況に、シンボル・ステータスや高付加価値を求め、またそれを加えても、目下のところわが国のこうした全体的傾向が簡単に大きく変化するとは考えられない。ということは、逆にいえばどのようなスポーツを民間主導にし、どのような別のスポーツを国や地域行政が担当するのかという具体像が何も見えないということである。

第二の指摘は、『学校体育-社会体育』の連携と『生涯スポーツ-競技スポーツ』の関係の捉え方の問題である。わが国における社会体育の振興は1960年代より量的な発展の側面は評価されている。問題は、スポーツ医学・科学研究の水準を高め、スポーツ専門学校（コース）の設立によって競技スポーツの振興を図る際（一部は、現実のものになっているが・・・）、従来の学校における運動部活動の位置づけが宙に浮いてくる。中学校や高等学校のそれは、学校経営理念や伝統の差異もあって単純ではないが、ほとんどの競技スポーツ能力の基盤は、この部活動によって形成されてきている⁹⁾。学校の部活動は、生涯スポーツの範ちにも

入ろうし、競技スポーツの基礎という位置づけも可能である。こうした関係を図示してみれば、図2のごとく整理される。いかに広範囲な学校の部活動が、選手育成の重要な地位を占めているかが理解されよう。

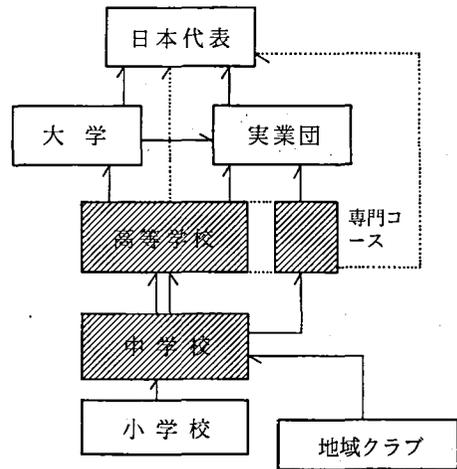


図2 わが国における競技力向上のシステム

3-2) 生涯スポーツを支える基本的論理

生涯スポーツの必要性や具体化への理論的根拠となりうる論理は、人間の生涯を想定して、どのようにスポーツが生活そのものにどう位置づくか、或はどのように実施されるかに示唆を与えている。単純に余暇時間が増加しつつあるからでもなく、医療費が増加しているから抑制せねばならないという実利面だけでもない論理としての、例えを散見するならば、新堀¹⁰⁾や佐藤ら¹¹⁾のモデルを挙げることができる。

ライフ・ステージと生活の本拠

	家庭*	学校	職場	家庭**	地域
第一在宅期	◎				○
在学期	○	◎			
在职期			◎	○	
第二在宅期				◎	○

(注) ◎は中心の本拠 ○は準中心の本拠
*は定位家族的な家庭 **は生殖家族的な家庭

図3 社会学的ライフステージとライフスペース論 (新堀, 1989)

新堀は、スポーツの教育機能や人間関係への影響力の大きさを高く評価している研究者の一人といえる。そして、人々のライフステージと生活拠点としてのライフスペースをクロスさせて、大まかなスポーツの人生における位置づけを評価している。また、佐藤らは、個人の生涯をスポーツとの関係のみでみたとき、どのような目標意識やスポーツとの関係意識で実施されるかを

予想している。これらは、無前提にスポーツ・運動は『善』とする立場と異なって、年齢やその人の立場等々によって、スポーツとの接し方とその意味内容が異なることを示唆しているものである。

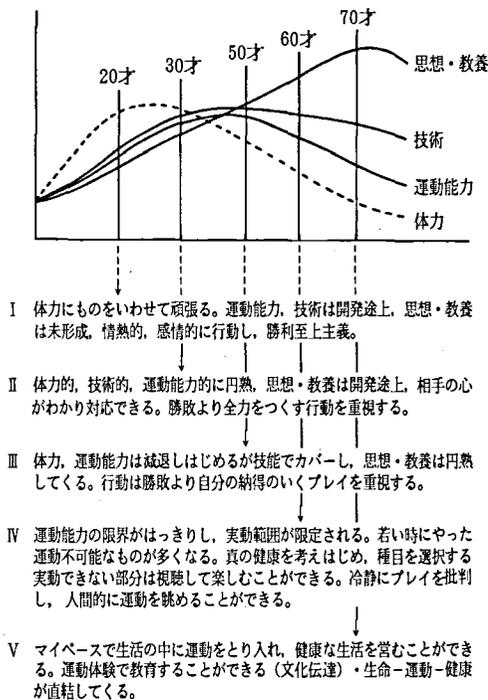


図4 個人の生涯をスポーツとの関連でみたモデル(佐藤,他,1989)

そして、これらのモデルは、生涯スポーツをどう構想すべきかについて、予測やヴィジョンを示唆するものでもある。しかし、極めて一般論としての性格が強く、具体的に70歳代の人達がどこで(場所・時間)どのようなスポーツ(種目や人間関係)を何の目的で実施するか全体像については、曖昧モコとした性格を残しているといえる。従って、生涯スポーツということをもう少し具体的かつ今日のスポーツ状況をも踏まえて考察する必要があるといえよう。

現時点で『生涯スポーツ』の概念で語られて不自然でなく、また現実に振興しつつある現象としてみれば、『かつて一般的にはスポーツ人口とは考えられなかった人々、例えば家庭婦人や中高齢者のスポーツ参加を見るととき』であり、『さらにその啓蒙・促進』を社会的運動として振興する立場が生涯スポーツ論や運動であると捉えるのが自然である¹²⁾。逆に言えば、子どもや若者達が野球・バレーボール等に興じていても、それはむしろ当り前の行為と捉えるだけのわが国のスポーツ文化の発展性を認めることができる。こうした立

場から現実を見ると、生涯スポーツの振興は、量的には発展しつつあると評価できる。ママさんバレーやゲートボールは、その典型的現象といえる。そして、近い将来に『真の生涯スポーツ(?)』が実現するとすれば、それは現時点の延長線上に量的・質的变化を伴って実現すると予想されるが、それはどんな現象の表出か、つまりどのような人達がどのような人間関係を結びながら、何をねらいに、どのような場所でどんなスポーツをやっていることになるのであろうか。基本的にこのような具体的事項の予測のつかない状況は、ほとんど絵に描いた餅に等しいと言って過言ではない。つまり、具体像がないのである。残念ながらこうした予測研究は一部を除いて皆無と言ってよい¹³⁾。生涯スポーツの理念めいたものの議論は盛んでも、行政がどのように(eg. 関連施設のインテリジェント化)テコ入れをすれば、どのようなコストパフォーマンス(効果)を生み出すのかの試算もない。民間活力の導入と言っても、儲らぬことに資本投下するとは考えられないし、都市部で可能なことが過疎地でも必ずしも可能であるとも考えられない。実行性を重視して、人・物・金の組合せで生涯スポーツを考えるとその実像など実は何も無いに等しい。これも論理の逆転現象の一つである。

3-3) 地域・職場クラブの加入者減少傾向

生活の個人主義化の影響か、地域や職場の自主的スポーツ集団は、統計的には減少傾向にある。一方、地域行政が組織するスポーツイベントも環境・人々のニーズに対応仕切れないか、盛り上がりには欠ける傾向にある。何故かと考えてみれば、そうした組織的活動にはいくつかの制約があり、その最たるところは、かつての競技スポーツ集団の延長上に、この集団が同じ性格を持ちながら位置づいているからとも考えられる。個々人の過去の経験や競技歴が尊重されてしまうから、その事がかえって制約になる。また、重要重要という程予算化が認められている訳でもない。最低の出費でそれに見合うイベントしか実施しえないのが実状といえそうでもある。限りなく競技スポーツ集団の性格を残して、その競技をミニチュア版にしてしまう土壤をもっている。←→さりとて、無前提に競技性を否定したり、軽スポーツだけに偏るといよいよ面白くなる可能性も一方にある。

3-4) 本節の結論

結論的にいえば、民間活力導入だけでは限界がある。行政に大構想を描いてもらってもその実行性を期待できない。行政主導の1日行事・大会運営・それを意図した施設構造・補助-育成-管理にとどまる施策事業、民間主導の限定付きサービスに埋没することなく、『量

的増大』から『質的拡充』(多々納, 1990)を意図した経営・管理が要望されていると考える¹⁴⁾。その幾つかを例示すれば、

- ① スポーツ関係=競争関係から共育関係へ
- ② 施設=競技空間から生活空間へ
- ③ 指導者=スポーツの指導から実施者の指導へ
- ④ 組織=競技運営団体から行動組織体へ
- ⑤ 行政=補助管理からシンクタンクへ

こうした主張を踏まえる時、スポーツ空間として身近に存在し、それなりの広さと機能を備えた学校施設の活用とそれに関わる関係・組織づくり・体制づくりがどうしても必要であろう。いわば、既存のものなかに新しい関係を創造することである。

《4》中学校区程度を基準にした「地域連合型学校開放運動」構想

4-1) 従来の校庭開放運動の実状

従来の校庭開放運動は、必ずしも失敗に帰したとはいえない。とりわけ小学校区を中心としたものは非常に活発であるとさえいえる。しかし、一定のクラブが独占していたり(とりわけママさんバレーetc.)、学校サイドに事務手続き(主として教頭に)を押しついたり、大人のモラルの低さが招く多くの混乱(煙草の吸殻・駐車違反・用具の後始末etc.)が報告されている。実質のところ、学校サイドは余り乗り気でない側面もある。

4-2) 学校部活動の問題に絡めて

中学校の部活動は、学習指導要領にも明示される教育活動(特別活動)であり、選手育成という面でも歴史的にも高く評価されてきている。が、一方で非常に矛盾に満ちた存在でもある。中村が指摘するように施設の独占使用と、それに伴う経費の分担の不公平、多数の部活動が混在して使う故の危険性も絶えず指摘されてきた¹⁵⁾。にもかかわらず部活に教師がつかない(つかない)ケースも多い。その上、指導担当教師の責任は道義的責任の範囲を逸脱することもある。さらに彼らの労働に対する経済的評価は、表向き何もない。学校組織内では、このことを問題にすることすらタブー視されているといっても過言ではない。学校という組織体での選手育成システムに対する反省期を迎えているとみてよい。極論すれば、学校で生涯スポーツの準備も競技スポーツの競技力向上もと叫ぶのは、結局何も出来ないことの証になる可能性すらある。事実、学校は地域の共有の施設という発想と、選手育成の場という発想自体が矛盾するのである。

4-3) 提案の骨子

学校の部活の一定時間以降の暫定的停止を前提とし

て、『地域連合型学校開放』委員会を組織し、その組織的行動によって運営上のすべての問題を処理する。具体的には、

- ① 一定時間以降(例えばpm, 5:00)学校のスポーツ施設やその他の施設は、その地域の子ども・生徒と地域住民の共同活動の場として、全面開放に切り換える。その際の責任所在は委員会に委託される。
- ② 用具類その他すべて参加者の負担とし、施設補修やおおがかりなものについては、学校サイドとの協議を原則した問題解決の方針が貫かれる事。
- ③ 指導者(教師を含む)やそのサポートシステム(教師を含む)を明確にし、指導責任とその負担に応じた給与を受けるものとする。その際指導者やサポート要員が一定の資格をもつことが望まれる。(その出所は、税金+自己負担で、給与原則を策定する)
- ④ 『地域連合学校開放』委員会は、対住民・对学校・対行政の基本的合意の方向性を探りながら、実施出来るものからモデル的に実施する。
- ⑤ 中学校区内における学校施設利用や共用施設の使用については、周囲の中学校区と連絡調整に当たりながら積極的活用する。

・・・といったことが考えられる。

*こうした構想を筆者の居住する地域に当てはめると、従来からの学区体育会組織との連携も都合よく、学校3校(小学校2, 中学校1)の施設は、部活動との折衝さえ可能ならば、かなり多くのスポーツ種目実施可能な条件を持っている。

4-4) この構想のメリット・デメリット

1) メリット:

- ・指導・責任体制が明確で、種目混合使用によるリスクは低下する。
- ・性・年齢を問わぬ集団になるゆえ交流を成立させる異質性の条件の1つは整えやすい。交流の輪の拡大は膨大なものと考えられる。
- ・学校のもつ閉鎖的側面の改善が期待できる。
- ・教師の、とりわけ体育・スポーツ関係の教師の荷重負担が軽減される。
- ・参加者の経済的負担が比較的安価。
- ・参加者のスポーツ観の広がり・変化が期待できる。
- ・地域の有能な指導者を生かせる可能性も高い。

2) デメリット:

- ・死亡につながるような重大事故に対処することが困難・・・>指導者の確保が困難になりうる可能性もある。

- ・高い競技性を追求しうる体制でないため、特に才能があると考える参加者には不向きかもしれない。しかも競技団体の母体が必ずしも現状(中体連 etc.)を維持しない可能性あり。
- ・学校体育施設専任管理者を必要とするが、その行政措置も必要となる。
- ・教師のモラル低下がおりうる。(学校の部活でない故の)
- ・大人の何割かは、子どもとのスポーツ交流など好まない可能性あり(逆もまた真かも)。
- ・スポーツの流行を反映してある種目に偏向する時、人的・物的能力に関連して、調整が困難になりうる可能性あり。
- ・構成員の気まぐれに対応しにくくなるかも。
- ・指導者、とりわけ教師に対する本務外給与への制限条項もある。(法政上けって不可能とは限らない。)
- ・地域人口密度差に必ずしも対応出来ないかも。(都市部とそれ以外)等

《5》結論にかえて

先の構想は、小学校区にこだわらないという点および『地域連合型学校開放』委員会自治という点で実行性とユニークさを主張している。この委員会構成や、地域特性にどれだけ対応出来るか等の問題とともに幾つかのデメリットも想定された。地域住民の多様な要求や気まぐれにどれだけ対応出来るかも課題であるが、従来の特に中学校部活動との整合性がつけば以外とうまく運営できる可能性が感じられる。試行錯誤の上でも徐々に根付いてくれば、学校開放は単に教育上支障なき学校の一時開放でなく、地域スポーツのセンター的性格をもってこようし、地域の交流センターの場としての機能も果たしうるであろう。

大人も子どもも女性も男性も、入り乱れて何かのスポーツに取り組むという体制は、今日までほとんど考えられてこなかった。性差や年齢差の問題は、スポーツ実施条件を等質にする発想からすれば障害以外の何物でもなかった。しかし、異質な個性の同時・同空間存在は、競争だけを行動原理にしない時にはむしろ多くのメリットをもたらせる可能性が高い。気に入らないことは気に入らないと言い合える組織や、教え合う体制が徐々に形成されるならば、親子が同じクラブで競い合ったり、本音の会話が聞き易くなる可能性もある。牧歌的との批判も予想されるが、逆にいえば最も実現可能性の高いシステムであり、かつ現実的なのである。

少なくとも、現時点の問題も見えず達成すべき課題

も不明確な中で、とりあえず『選択制授業』ありきの発想とは異なったレベルで提案したものである。生涯スポーツと学校の教科体育の関係は、こうした構想で考えるとより具体的であるし、その際教科体育がその関係をふまえて、選択制授業を取り入れようが入れまいが、まさに自己判断の世界となる。要はスポーツ能力やコミュニケーション能力が如何に形成されるかの問題となる。そのためには、伝統的な授業研究の延長線上の『古くて新しい課題』を深化させる以外に道はないと考えるべきであろう。

注および文献

- 1) 最近では、「学校体育」誌第43巻12号の特集、「体育科教育」誌の多くの号で、カリキュラム問題やスポーツの未来予測との関係において、生涯体育・生涯スポーツが論じられている。
- 2) 体育原理研究会編：生涯体育，1973，不昧堂出版
- 3) 鎌田 章，他：生涯体育の科学，1978，遊戯社
- 4) 白石修一，他：改訂学習指導要領の年間計画の作成－個性化と選択制をめぐる－，同様に 片岡 裕，他：改訂学習指導要領の年間計画の作成－生涯スポーツの基礎をめざす体育指導－，日本体育学会体育科教育シンポジウム，1989
- 5) 2)の前掲書，P.1,前川峰雄「刊行によせて」
- 6) 2)の前掲書，P.1,前川峰雄「刊行によせて」
- 7) 2)の前掲書，P.1,前川峰雄「刊行によせて」
- 8) 前川峰雄：生涯体育論，体育の科学，第20巻9号，1970
- 9) 保健体育審議会：「21世紀にむけたスポーツの振興方策について」の答申について，1989
- 10) 新堀通也：生涯学習社会と体育・スポーツ，体育科教育，第38巻1号，14-17,1990
- 11) 佐藤 裕，他：「生涯スポーツにつながる体育教育」構成上の課題，生涯スポーツに関する総合的研究，26-34,1989
- 12) 松岡重信：「生涯スポーツ」概念の検討，日本体育学会第40回大会号B，P.799,1989
- 13) 徳永幹雄，他：スポーツ行動の予測と診断，不昧堂出版，1985
- 14) 多々納秀雄：生涯スポーツとは何か，その本質を問う，学校体育，14-16,1990
- 15) 中村敏雄：部活の存在理由を問う，体育科教育，第38巻9号，P.9巻頭言，1990